

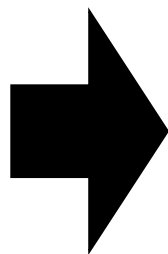
「特別重点支援地域（日本遺産プレミアム）」の創設について

背景・必要性

- 平成27年度の制度開始以来、全国104件の日本遺産が認定されている。「地域の有形・無形の優れた文化財をストーリーとしてまとめ、観光振興や地域活性化に活用する」という制度の趣旨の実現を図り、各地の日本遺産の取組みをさらに活性化させるためには、**日本遺産が目指すべきモデルを明確化することが効果的**と考えられる。
- この観点から、これまで、総括評価・継続審査のプロセスを通じて優れた取組実績・計画内容と認められた日本遺産ストーリーを、「重点支援地域」とする仕組みを運用してきたところ。今次、総括評価・継続審査のプロセスが2周目を迎えることとなることも踏まえ、「重点支援地域」の中でも卓越して優れた実績・計画と認められる日本遺産ストーリーについては、**さらに上位の評価・顕彰を与えるとともに、今後の日本遺産の普及啓発・情報発信において積極的に活用するなどの取扱いを講じてはどうか。**

（判定の基準）

- 1周目6年間、2周目3年間の全てを通じて日本遺産としての高い水準を維持することは容易ではなく、継続的・積極的な取組が長期間にわたり行われたことは高く評価すべきもの。
- 既に重点支援地域として認められている地域が、その状態で総括評価・継続審査を受け、**続けて重点支援地域とすべきものと判定された場合は、当該地域を「特別重点支援地域」とする。**



（特別重点支援地域の取扱い）

- 文化庁が行う日本遺産の普及啓発・情報発信の中で、積極的に事例として取り上げるなど、**日本遺産の「モデル」として様々な場面で活用**する。
- 日本遺産に関する文化庁の予算事業での補助率のかさ上げや、審査時の加点要素とするなど、**優遇措置**を講ずる。
- 活動実績及び地域活性化計画の提出などの対応は継続して取り組んでいただくが、取組みにすでに一定の信頼が見られることを踏まえ、**提出資料の簡素化等を検討**する。

「特別重点支援地域」をインセンティブとしつつ、優れた取組みの横展開を促し、**日本遺産のさらなる活性化を図る。**

（参考）現時点での重点支援地域の一覧

#020鶴岡・出羽三山、#027小松・石の文化、#034出雲・たたら風土記、#042伊賀甲賀・忍者、#051高知・ゆずロード、
#059宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波、#066鬼が仏になった里「くにさき」